

## 浜松市被虐待障害者等緊急一時保護事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、緊急に保護すべき特別の事情があると認められる障害者を迅速かつ適切に保護することを目的とする緊急一時保護事業について、必要な事項を定める。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、浜松市とする。ただし、利用者及びサービス内容の決定を除き、事業の運営の一部を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所のサービスを提供する事業者又は第11項に規定する障害者支援施設を経営する者であつて、適切な事業運営が確保できると市長が認めるもの(以下「事業者」という。)に委託することができる。

### (事業の内容)

第3条 事業者は、次条に規定する対象者が、迅速かつ円滑に利用できるように、市と当該事業者との契約に基づきあらかじめ居室の確保を行うものとする。

### (利用対象者)

第4条 この事業により確保する居室(以下「居室」という。)を利用できる者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「法」という。)第9条第2項の規定による措置を講じた者、市内に住所を有する障害者のうち緊急に保護すべき特別の事情があると市長が認める者、その他市長が特に必要があると認める者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 伝染性疾患その他特別な理由により利用が適当でないと認められる者

(2) 医療機関において入院加療の必要があると認められる者

### (利用手続)

第5条 市長は、当該障害者の状況を緊急一時保護事業対象者状況確認書(第1号様式)により把握し、他の方法による保護が困難であり、居室の利用が必要と認められる場合は、事業者に、緊急一時保護事業利用決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により直ちに居室の利用が必要であると認める場合には、当該手続を省略して利用させることができる。

### (利用期間)

第6条 対象者が継続して居室を利用することができる期間は3日以内とする。ただし、法第9条第2項の規定による措置による居室利用の他、市長が特別の事情があると認める場合はこの限りでない。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

緊急一時保護事業対象者状況確認書

確認書作成者		( 所属 ) 氏名( )	
対象者氏名 (不明も可)	-----	男 女	生年 月日
		年 月 日 ( 歳 ) 不明の場合は推定年齢	
住 所	(不明の場合は保護の場所)		電話 番号
把握経路	本人、家族からの申出 住所 氏名 対象者との続柄 [ ] 電話番号		
	通報者 [ 警察・民生委員・近隣・知人・事業者・その他( ) ] 名称または氏名 ( )		匿名 も可
障害手帳の 有無	有	身体( 1 , 2 , 3 , 4 , 5 , 6 ) 療育( A 1 , A 2 , B 1 , B 2 ) 精神( 1 , 2 , 3 )	無 不明
支援区分	区分(非該当・1・2・3・4・5・6)・未申請・申請中・不明		
保護時の状況	通院(不明・無・有:通院先 ) 服薬(不明・無・有:内容 )		
医療の必要性	不要		
	必要(状態)		

別紙

( 1 ) 身体状況 ( 該当項目の にレをつけること )

ア．歩行	できない	何かにつかまればできる	つかまらないでできる
イ．起き上がり	できない	何かにつかまればできる	つかまらないでできる
ウ．移乗	全介助	一部介助	見守り等 できる
エ．食事行為	全介助	一部介助	見守り等 できる
オ．排泄行為	全介助	一部介助	見守り等 できる
カ．入浴行為	全介助	一部介助	見守り等 できる
キ．着脱衣	全介助	一部介助	見守り等 できる
その他特記事項			

( 2 ) 認知状況 ( 該当項目の にレをつけること )

記憶障害	意思伝達	できない	ほとんどできない	ときどきできる	できる
	自分の名前	できない			できる
	生年月日・年齢	できない			できる
	短期記憶	できない			できる
失見当	場所の理解	できない			できる
	季節の理解	できない			できる
その他特記事項					

( 3 ) 問題行動 ( 該当項目の にレをつけること )

ア．感情不安定	ある	ときどきある	ない
イ．抵抗	ある	ときどきある	ない
ウ．大声を出す	ある	ときどきある	ない
エ．落ち着き	ない	ときどきない	ある
オ．自傷行為	ある	ときどきある	ない
その他特記事項			

第2号様式

年 月 日

様

浜松市長

### 緊急一時保護事業利用決定通知

浜松市被虐待障害者等緊急一時保護事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

記

対象者	フリガナ		男・女	明治・大正・昭和	
	氏名			年 月 日生( 才)	
	住所				
緊急連絡先	氏名		続柄		
	住所		電話番号		
利用開始日	平成 年 月 日 午前・午後 時頃				
保護が必要な理由 身体状況等					